

高松市開発行為に係る公共施設の受入れに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第39条の規定、寄附等により本市の管理に属することとなる公共施設及び当該公共施設の用に供する土地について、その受入れの基準その他の受入れに関し必要な事項を定めることにより、良質な公共施設の整備の促進及び受入れに係る事務手続の円滑化を図り、もって地域住民の健康で文化的な都市生活の確保のための秩序ある良好な都市環境の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において公共施設とは、法第4条第14項及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第1条の2に規定する公共施設のうち、道路、公園、広場、下水道、水路及び消防の用に供する貯水施設をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の定義は、法において使用する用語の例による。

(受入れの基準等)

第3条 法第4条第12項に規定する開発行為（以下単に「開発行為」という。）を行おうとする者は、この要綱の趣旨に鑑み、当該開発行為に係る公共施設が次に定める基準（以下「受入れの基準」という。）に適合したものとなるよう努めなければならない。

(1) 道路、下水道及び水路は、原則として、道路にあつては道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号から第4号までに規定する道路に、下水道にあつては下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第1項第3号に規定する公共下水道に、水路にあつては法定外公共物の水路にそれぞれ接続し、一連の公共施設として機能を管理することのできるものであること。

(2) 新たに整備する道路は、道路法第8条第1項の市道の認定を受けられることのできるものであること。

(3) 新たに整備する下水道は、高松市下水道事業計画区域内に設ける公共

下水道となるものであること。

(4) 新たに整備する水路は、既存の法定外公共物の付け替え等の理由により設ける必要のあるものであること。

(5) 新たに整備する公共施設は、本市が求める、より良質な公共施設の在り方を広く示すとともに、望ましい公共施設とするために、公共施設の構造、機能、仕様その他の事項に関し市長が別に定める指針（以下「指針」という。）に適合するものであること。

(6) 次のアからオまでに掲げる公共施設の種類に応じ、それぞれアからオまでに掲げる要綱に定める基準（開発行為に係る部分に限る。）に適合するものであること。

ア 道路 高松市開発道路等の土地の受入れ及び施設管理基準要綱（令和2年4月1日施行）

イ 公園、緑地、広場 高松市開発公園等の無償譲受に関する事務処理要綱（令和2年4月1日施行）

ウ 下水道 高松市下水道施設の無償譲受要綱（令和2年4月1日施行）

エ 水路 高松市水路等施設の無償譲受要綱（令和2年4月1日施行）

オ 消防の用に供する貯水施設 開発行為に伴う消防水利の協議等指導要綱（平成8年6月1日施行）

2 市長は、法第32条第2項に規定する協議（以下「32条協議」という。）を踏まえ、開発行為に係る公共施設の所有者又は開発行為を行おうとする者から開発行為に係る公共施設又は当該公共施設の用に供する土地についての寄附の申出があった場合において、当該公共施設等が前項に規定する受入れの基準に適合しているときは、当該公共施設等の受入れを行うものとする。

第4条 受入れの基準及び指針は、法第33条に規定する開発許可の基準には当たらない。

（施設所管課等）

第5条 公共施設の種類に応じた、公共施設の主な構造物、公共施設の受入れ及び当該施設の管理並びに32条協議を所管する所属（以下「施設所管課」という。）は、別表に定めるとおりとする。

(申請者が管理をする公共施設)

第6条 開発許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、32条協議により申請者が当該開発行為に係る公共施設を管理することとなる場合は、将来にわたって安定的に管理することができるよう、本市その他の関係者との間で必要な情報の提供、協議及び調整を十分に行わなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、開発行為に係る公共施設の受入れに関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表

公共施設		施設所管課
種類	主な構造物	
道路	舗装、擁壁その他の道路構造物並びに道路排水のための側溝、街きよ柵及び取付管等	都市整備局道路管理課
公園、広場	公園、広場並びに当該施設に設ける植栽、遊具及び安全施設等	都市整備局公園緑地課
下水道	雨水本管、汚水本管、汚水取付管、マンホールその他の下水道構造物	都市整備局下水道整備課
水路	開きよその他の水路構造物及び管理道	都市整備局河港課
消防の用に供する貯水施設	防火水槽及び消火栓	消防局消防防災課

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。